

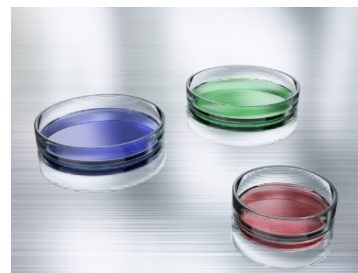
化粧品用色素(タール色素) 分析試験のご案内

ー 日本化粧品工業会の自主基準に基づいた分析が可能です ー

化粧品用の色素(タール色素)は、厚生省令により83色素の使用が国内で認められています。しかし日本化粧品工業会は、特定芳香族アミンの含有等が懸念される色素について、以前より使用自粛の自主基準を設けてきました。

さらに2024年3月19日、新たな自主基準として「不純物として混入の可能性のある特定芳香族アミン等」についても「管理値」を設定しました。

一般財団法人ニッセンケン品質評価センターでは、日本化粧品工業会の自主基準に基づいた分析方法にて、試験の実施が可能です。分析試験のご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



【新たに自主基準が設けられたタール色素】

色素名	特定芳香族アミン	管理値
赤色220号	β -ナフチルアミン	1ppm以下(従来通り)
赤色225号	4-アミノアズベンゼン	1000ppm以下
赤色504号	2,4-キシリジン	375ppm以下
かっ色201号	2,4-キシリジン	375ppm以下
黄色205号	3,3'-ジクロロベンジジン	150ppm以下
赤色401号	o-トルイジン	300ppm以下
赤色219号	4-アミノアズベンゼン	0.5ppm (検出限界)未満
赤色227号		
黒色401号		

※参考：[タール色素自主基準 | 日本化粧品工業会 \(jcia.org\)](https://www.jcia.org)

[タール色素における特定芳香族アミンの管理値設定について\(自主基準\)\(2024年3月19日\) \(jcia.org\)](https://www.jcia.org)

【必要検体量 / 納期】

約5g / 10営業日

<本リリースに関するお問い合わせ先>

一般財団法人ニッセンケン品質評価センター ライフ アンド ヘルス事業本部 エコテックス®事業部

E-mail: oeko-tex@nissenken.or.jp